

一般廃棄物収集運搬処理業務委託 仕様書

1 廃棄物の種類および概算数量

(1) 一般廃棄物

医療業務に伴い排出された廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（法第2条2項）に定める一般廃棄物とする。

排出される一般廃棄物の概算数量は、2年間で約110,000kgとする。

(2) 資源化物

資源化物は、ビン、缶、ペットボトルとする。

排出された資源化物の概算数量は、2年間で約4,000kgとする。

2 業務範囲

(1) 一般廃棄物

施設内の指定された場所に保管されている一般廃棄物を積み込みし、指定された処分先に運搬すること。収集運搬は、週6日とする。（日曜日を除く）

(2) 資源化物

施設内の指定された場所に保管されている資源化物を積み込みし、指定された処分先に運搬すること。収集運搬は、週1日とする。

(3) 責任範囲

廃棄物集積所に集められた廃棄物は、収集運搬業務受託者の責任に於いて積み込み等を行うこと。積み込み後、集積所の清潔保持に努めること。

3 収集運搬

(1) 収集した廃棄物の運搬業務では、廃棄物が飛散し流出しないようにすること。

(2) 収集又は運搬に伴う、悪臭、騒音により生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講じること。

4 報告

廃棄物の収集運搬、処理等の状況を書面により毎月報告するものとする。

5 業務機材

業務に必要とする機材は、受託者負担とする。

6 個人情報の保護

この契約による業務を処理することにあたり、個人情報の保護に関し、別記「個人情報取扱特記事項」に定める事項を尊重しなければならない。

7 この仕様書に記載のない事柄について疑義が生じた場合は、お互い協議して決定する。